

## 投票所入場券

### ・裏面

投票日当日に仕事や用事などの予定がある方は、下記日程のとおり期日前投票ができます。

1.期日前投票期間 1月 28 日（水）から 2月 7 日（土）まで

※最高裁判所裁判官国民審査は、2月 1 日（日）からとなります。

2.時 間 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

3.場 所 中央公民館 講義室

期日前投票を行う際は、下記の宣誓書（兼請求書）へ記載してください。

宣誓書（兼請求書） 令和 8 年 ○ 月 ○ 日

衆議院小選挙区選出議員選挙

私は、衆議院比例代表選出議員選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

最高裁判所裁判官国民審査

ここに、眞実に相違ないことを宣誓し投票用紙を請求します。

氏 名	軽井沢 太郎
生年月日	大昭平 ○ 年 ○ 月 ○ 日
現 住 所	※表の住所と同じ場合は記入の必要はありません。

#### 期日前投票事由

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本町以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

※混雑を避けるため、事前に記載のうえ期日前投票所にお持ちください。

・この券を紛失したときは投票所の係員に申し出てください。

選挙管理 委員会 使用欄	取扱者	管理者

軽井沢町選挙管理委員会 電話（0267）45-8298